

大阪府子どもを性犯罪から守る条例制定に反対する会長声明

今般、大阪府議会に上程された「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」（以下「条例」という。）では、①保護年齢を13歳未満の子どもとして「子どもに不安を与える行為」、「子どもを威迫する行為」を犯罪として罰則を設け（いわゆる「声掛け規制」8条、9条、17条）、かつ、②性犯罪刑期満了者に対し、居住地、氏名、読み仮名、性別、生年月日、連絡先、罪名、出所年月日を知事に届け出なければならぬとし、違反者には過料の行政罰を科すことを新たに提案している（「住所等の届出義務」12条、18条）。

まず、「声掛け規制」は、挨拶や防犯などの活動に配慮し（11条）、これら社会通念上正当な場合を除くことになっているが（8条、9条）、社会通念上正当な理由がある場合とそれ以外の場合とを明確に外観上区別することは出来ない。具体的にどのような行為を行えば処罰されるのかが不明確であることは、罪刑法定主義との関係で許されない。しかも、条例は、市民に対して警察への通報を求めている（10条）。つまり地域住民は、子どもと関わりを持つ大人に対しては、まず疑いをもつことが求められ、とりあえず通報することを奨励されかねない。このような条例は、地域のコミュニティの破壊につながり、逆に子どもの成長の機会をも奪いかねない。

次に、届出義務を課される情報は、「罪名、出所年月日」が含まれる以上、全体とすれば前科にかかわる事実他に他ならず、高度にプライバシー性の高い情報である。このような情報に罰則を伴った届出義務を課すことは、一連の最高裁判例（前科にかかわる事実を公表されない利益が法的保護に値すると判示した平成6年2月8日判決（ノンフィクション「逆転」事件）、及び個人情報について自己の欲しない他者にみだりに開示されない期待が法的保護に値すると判示した平成15年9月12日判決（早稲田大学江沢民主席講演会名簿提出事件））に照らしても許されないことは明白である。条例は、「社会復帰に関する相談その他必要な支援」を行うと規定している（13条）が、これだけではプライバシー侵害を正当化はできない。そもそも、条例にいう「社会復帰に関する支援」とは何を指すのか全く不明のままであるし、条例の前文、第1条「目的」には、「社会復帰」の文言すらない。しかも、条例では、「社会復帰に関する支援」について「警察本部長に対する協力の依頼」を定めている（14条）。警察が協力する「社会復帰に関する支援」とは、結局は対象者の監視を意味するのではないかと大いに疑問が残る。さらに、条例は、届出情報について、「適正に管理しなければならない」（15条）と規定するだけである。届出情報が漏洩した場合の被害が甚大であることは容易に推察されるところ、条例の管理規定はあまりにも不十分である。そもそも、どのように厳格な管理を行うにしても、情報漏洩のリスクがなくなることはないことを看過してはならない。

本会は、本年1月25日付けの意見書において同趣旨の意見を述べたところであるが、以上のとおり、この条例は問題点が多いうえ、出所後の子どもを対象にした暴力的性犯罪者の再犯率は必ずしも高いと言うことはできず条例を基礎づける立法事実もない。したがって、その制定には反対である。

2012年（平成24年）3月6日

大阪弁護士会

会長 中本和洋